

質 疑 回 答 書 (工 事)

関係者 各位

宮崎市 建設部 道路維持課長
(公印省略)

工 事 名 高松橋改修工事(2 工区但し支承交換工)
工事場所 宮崎市鶴島三丁目

下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
<p>1. ユニフロートの使用期間・損料等について</p> <p>ユニフロートの運転には最小水深が 1.5m 以上必要と思われませんが、河川水面が潮位の影響で 1.5m 未満となった場合、台船作業は出来ないものと思われます。その場合工期や台船の損料については変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>設計変更の対象となるかどうかについては、設計変更ガイドライン（令和 2 年 4 月 宮崎市）に基づき対応する。</p>
<p>台船損料は 4 ヶ月で計上されておりますが、支承取替工と同期間と思われるため、塗膜防水及び足場解体等の作業に係る日数分が足りないと思われます。日数としては 11 月から 3 月の 5 ヶ月間必要と思われますが、変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>設計変更の対象となるかどうかについては、設計変更ガイドライン（令和 2 年 4 月 宮崎市）に基づき対応する。</p>
<p>2. 引船運転の日数について</p> <p>今回 P3,P4 の 2 橋脚の施工ですが、引船の運転を行う船長は常時必要と思われます。引船運転の日数は 16 日となっておりますが、根拠をご教授お願いします。</p>	<p>台船による資材や器材の運搬に要する日数を、引船運転日数として計上している。</p>

<p>3.ジャッキアップ用鋼板設置工について</p> <p>ジャッキアップ用鋼板設置工は2橋脚で計12箇所計上されていますが、図面上でジャッキの個数は2橋脚で計24個あります。ジャッキアップ用鋼板設置工の箇所数の根拠をご教授お願いします。</p> <p>また施工方法の変更によりジャッキの仕様・個数等が変更となった場合、変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>鋼板設置工1箇所/ジャッキ2基を計上している。</p> <p>設計変更の対象となるかどうかについては、設計変更ガイドライン（令和2年4月 宮崎市）に基づき対応する。</p>
---	---

(担当者：道路維持課 外山 晃)